

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業価値を増加させ、その最大化を図るために、経営と業務執行の透明性、迅速性、公平性の確保および責任を明確化するとともに、さらに規模を高め法令遵守を徹底させることを、コーポレートガバナンス(企業統治)の基本と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム、招集英訳】

当社は議決権の電子行使を導入しておりますが、現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況です。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、招集通知等の英訳を進めてまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

2019年3月末時点で外国法人等の持分が4.09%のため、現状は未実施です。一定の割合を超えた段階で実施を検討いたします。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

業務遂行の実施責任を担う執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しております。中期経営計画策定において各業務執行取締役及び執行役員の担当業務ごとの中期経営計画の策定を行い、執行役員会で十分議論し取締役会で承認を行っております。

また取締役執行役員の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、インセンティブ付与等を検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社経営陣の報酬は、現状現金報酬のみとなっております。中長期的な業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきまちは、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、営業利益率の目標を定め、その達成に向けた具体的な施策を策定しております。中期経営計画は当社ホームページで開示しております。また、中期経営計画は、業績、今後の社会・経済情勢等が大きく変化する場合は、適宜見直しを行っており、開示すべき変更が生じた際は、修正内容を開示しております。

今後は、資本コストの考え方とともに、事業ポートフォリオの見直しや設備投資、研究開発費、人材投資等経営資源の配分等の考え方の説明について、その方法を含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

< 政策保有株式に関する方針 >

当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案した上で、必要と判断される場合に限り、株式を政策的に保有します。

主要な政策保有株式の保有状況については、経営企画室において、毎年株式毎に上記基本方針の確認並びに当社の資本コストを勘案の上、中長期的な経済合理性の検証が行われており、株式の保有意義は確認されています。

その結果、取締役会で保有意義がないと判断された株式につきましては、原則、売却を実施しています。

< 政策保有株式に係る検証の内容 >

保有する株式については、経済合理性や事業環境の変化などを踏まえ、取締役会にて適宜見直しを行ってまいります。

< 政策保有株式に係る議決権行使基準 >

政策保有の株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、必要に応じて企業との対話を行い、当社の株主価値向上に資するものか否かを判断した上で、適切に行いいたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

当社役員が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金基金に加入していませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しています。

運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行い運用の確認を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1)企業理念や行動指針、中期経営計画を当社ホームページにて開示しております。
- (2)コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。
- (3)経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬に関する方針や手続き、算定基準、個別の額等については、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、また、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会にて決定する方針です。なお、算定基準については当社の事業規模や人材確保の観点を勘案し、個別の報酬に業績を加味しております。
- また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員において、協議され決定しております。
- (4)経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を除く)の選解任については、当社の経営陣幹部又は取締役として必要な知識、経験及び実績を具備していること、取締役会で建設的な議論ができること、優れたマネジメント能力を有し、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を基準に、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、また、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会にて選解任を決定する方針です。
- 加えて、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員である取締役として専門的な知識、経験等を有し、客観的な見地で監査できること等を基準に、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、また、監査等委員会の協議の上で、取締役会にて決定しております。
- (5)個々の経営陣幹部および取締役候補者の選解任理由の詳細については、株主総会に係る「招集通知書」の株主総会参考書類に記載いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員会等各会議体を設け経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。

また取締役会規則やその他諸規程を整備し、取締役会自身が判断すべき事項を明確化しております。その概要については、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役については、東京証券取引所による「独立性に関する情報開示」の開示を必要としない「左記に該当しない者」を選任することを基準としております。

また、取締役会においては、当社の社外取締役にふさわしい能力、識見、経験、人格を有し、経営に対して客観的な立場から率直に指摘や意見ができる人材を独立社外取締役候補として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役に求められる知識や経験等に照らし合わせ、多様な経歴を持つ取締役に構成し、取締役会の機能を効果的に発揮できる適切な規模を維持することとしております。

また、社外取締役を複数名登用することで、取締役会のバランスに十分配慮しております。

さらに、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きにおいて、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る方針です。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

なお現在、すべての取締役は他の上場会社役員を兼務しておりません。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社における、取締役会の運営状況は以下のとおりです。

- (1)当社は、平成28年6月に、過半数を社外取締役に構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、取締役会に対する監査・監督機能を強化しております。
- (2)当社では、四半期に一度、取締役会において業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っております。各取締役は、業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘・意見を行っております。
- (3)当社では、取締役会の実効性に関する質問票を全役員に配付し、自己評価を行いました。質問票の回答を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を実施しました。
- その結果、当社では概ね取締役会の実効性が確保出来ているとの評価を得ました。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】

取締役に、当社が属する業界の状況、事業の内容、経営環境及び事業組織等に関する変化、並びに内部統制その他経営活動に係わる事項について理解を深めるための研修を年1回以上開催しております。

さらに取締役が経営監督や監査機能を十分に発揮するため、必要に応じて外部団体の開催する研修等にも参加を奨励しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

ディスクロージャー・ポリシーを当社ホームページにて開示しております。

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、経営企画室をIR担当部署としております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、スモールミーティングを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱総研DCS株式会社	1,378,000	16.00
長澤 信吾	907,600	10.54
SCSK株式会社	900,000	10.45

Minori従業員持株会	811,200	9.42
滝澤 正盛	680,300	7.90
有限会社フライト	348,000	4.04
松田 守弘	249,600	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	148,200	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	102,200	1.18
Minori取引先持株会	98,800	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小山 眞一	他の会社の出身者													
酒井 宏暢	公認会計士													
菱川 浩一郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小山 眞一			同氏は当社の取引先である富士ゼロックス株式会社の取締役を退任して5年以上経過しており、当取引先の重要な情報を知りえないことから、当社は一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。	同氏はIT業界に深く幅広い見識を持ち、企業経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、広い識見による助言や監視を期待して社外取締役として選任しております。
酒井 宏暢			-	同氏は現在、東陽監査法人および税理士法人サクセスサポートの代表社員であります。公認会計士・税理士としての幅広い経験と見識を有していることから、広い見識による助言や監視を得られるものと判断し監査等委員である取締役として選任しております。

菱川 浩一郎	同氏は、2011年7月まで当社の顧問弁護士事務所である片岡総合法律事務所に在籍しておりました。同事務所と当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。	同氏は現在、菱川総合法律事務所を開設しております。弁護士としての豊富な知識と経験を有することから、法務の専門知識を監査精度の向上に資するため監査等委員である取締役として適任であると判断し選任しております。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、監査室と連携して監査を実施すること、及び社内取締役である監査等委員1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は使用人は設けておりません。しかしながら、監査等委員会から求めがあった場合には適宜配置することとしております。また当該補助業務の具体的内容については、監査等委員会と協議し決定する方針であります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、代表取締役社長直轄の独立組織である(内部)監査室を設け、専任の監査責任者及び監査室員1名を配置し、内部監査を計画的に実施しております。また、監査結果については、定期的に取締役会に報告いたします。監査責任者は、被監査部門に対して具体的な助言・勧告、業務改善状況の確認を行うとともに、監査等委員会及び会計監査人(監査法人)との連携により、内部統制組織の監視及び牽制を行っております。当社の監査等委員は3名で、社内取締役1名と社外取締役2名で構成され、監査等委員会が定めた監査の基準、監査の方針等に従い、監査等委員会が選定した監査等委員による執行役員会及びリスク管理委員会等への出席、重要な決裁書類の閲覧、さらに業務及び財産の調査等を通じて取締役の職務執行状況や内部統制機能の整備・運用状況を監査しております。また、(内部)監査室及び会計監査人(監査法人)との相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として設置する「指名報酬委員会」を設置しております。指名報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行うこととしております。

- (1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等に関する事項
- (5) 取締役(監査等委員)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項

- (6)後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (7)その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

社外取締役3名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

毎年の報酬決定において、一部については前期の業績を反映した報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

有価証券報告書及び事業報告において、全取締役に対して支払った報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役に対して支払った報酬の総額を併せて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬に関する方針や手続き、算定基準、個別の額等については、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、また、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会にて決定する方針です。なお、算定基準については当社の事業規模や人材確保の観点を勘案し、個別の報酬に業績を加味しております。
また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員において、協議され決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対し、経営企画室のスタッフが補助業務を行っております。また、議案の資料は事前に送付するとともに、必要に応じて、取締役会事務局より補足説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、構成員の過半数を独立社外取締役とする監査等委員会を設置し、取締役会の経営監督機能を強化し、重要な会議への出席や業務の調査等を通じて、業務執行取締役の職務遂行の監査を実施し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。取締役会は、原則として月1回定時開催、必要に応じて臨時開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。監査等委員会も同様に原則として月1回開催し、法令および定款に定められた事項ならびに重要な監査業務に関する事項について協議しております。また、社内では執行役員会等の定例会議を設置しており、会社の経営方針の伝達、事業本部の報告、各事項における審議、意見具申を行っております。

取締役の報酬については、株主総会で決議された総報酬限度の範囲内で、向こう1か年の個々の報酬に関し、監査等委員でない取締役については取締役会が、監査等委員については監査等委員会が決定しております。また、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きにおいて、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る方針です。

会計監査の状況については、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、2018年3月期の当社会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、平野満、石井宏明の2名であり、継続関与年数は両氏とも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他8名であります。監査室、監査等委員会及び会計監査人は、定期的に情報交換、意見交換を行い連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、取締役への権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めております。これにより、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする組織体制を構築するとともに、株主に対する説明責任を果たすべく、適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、更に企業倫理の尊重による公正で健全な企業経営を基本とし、今後も経営の効率性を高め、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値を増加させその最大化を図ることを目標としてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月25日開催の第39回定時株主総会の招集ご通知につきましては、開催日の20日前(6月5日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、一人でも多くの株主の皆様にご来場いただくため、集中日を回避し開催するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権行使を可能にしております。
その他	招集ご通知について、発送前に東京証券取引所への開示、当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家の皆様に対して、説明会を実施しております。今後も定期的な説明会を年2回以上実施する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、IR情報(投資家情報)ページを用意し、決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、IRスケジュール等を掲載しております。 URL https://www.minori-sol.jp/ir/top/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様、株主、取引先をはじめ社会全般から、より高い信頼を得られる企業を目指し、全役職員に対する行動規範としての倫理指針を、社内規程である倫理規程に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内で環境管理基準を設け、社内での環境保全活動への積極的な取り組みを進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性の確保を重視し、各ステークホルダーに対する重要な会社情報について、適時開示ルールに従い適正に実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるよう、取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努めます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、管理します。
 - (2) 各取締役の要求があるときは、それらを閲覧できるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程類その他の体制
 - (1) リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク管理委員会を設置し、委員長を代表取締役社長とします。
 - (2) リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、リスク管理のためのマニュアル等の整備、運用状況の確認を行い、取締役会に報告します。
 - (3) 監査室は、各部門のリスク管理体制の有効性についての監査を実施します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規則、執行役員会規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 使用人が、法令・定款、その他の社内規程類および社会通念等を遵守した行動をとるための規範や倫理規程・倫理指針を定め、執行役員会にて周知徹底と遵守の推進を図ります。また会社内にリスク管理委員会を設置します。
 - (2) 使用人が、法令・定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときは、企業倫理ホットラインに通報・相談できる仕組みを用意し、案件は遅滞なく監査等委員会に報告されます。また、必要に応じてコンプライアンス調査委員会を開催し調査を実施します。
 - (3) 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処するものとします。
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は現在、親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程に則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。また、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。
 - イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に関わる事項の当社への報告に関する体制
 - ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当社の子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会が職務遂行につき補助すべき使用人の配置を求めた場合には、監査等委員会と協議の上、使用人を置くものとします。
 - (2) 監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員会から指示された職務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長等の指揮、命令を受けないものとします。
 - (3) 当該使用人の人事評価、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査等委員会の同意を得て、それらの事項を決定することとします。
8. 監査等委員会への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。
 - ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。
 - (1) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。
 - (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。
 - (3) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うものとします。
9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁じ、その旨を企業倫理ホットライン運営規程に明記すると共に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底します。
10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項
当社は、監査等委員もしくは監査等委員会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査等委員又は監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と可能なかぎり会合をもち、業務報告とは別に会社経営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとし、
- (2) 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議体である執行役員会及びリスク管理委員会への監査等委員の出席を確保するものとし、

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図るものとし、
- (2) 取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善するものとし、

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては取引関係も含めて一切の関係をもちないこととし、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応するものとし、

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては取引関係も含めて一切の関係をもちないこととし、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、倫理規程において役職員に向けた倫理指針を定め、そのなかで社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係をもちないことを規範として周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・当社では、コンプライアンスの重視が社会で活動していくうえでの必須事項と認識し、総合法律事務所と法律相談基本契約(顧問契約)を締結し、常に法務問題に関する助言を受けられる体制を整えております。また、税理士、社会保険労務士および司法書士とも顧問契約を締結し、税務関連、労務関連、法務実務関連等についても適切なアドバイスを受けております。

・適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、経営の透明性及び公正性を保ち、迅速且つ適切な意思決定および適時且つ適切な情報開示を行うことは経営者に課された重大な使命であると認識しております。今後も投資家の視点に立った会社情報の適時開示に努めて参ります。

2. 会社情報の適時開示基準

当社は「金融商品取引法」および証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」その他の関連法規に従い、会社情報の開示を行って参ります。また、適時開示規則には該当しない情報についても、開示することが当社に対する投資家にとって有用であると判断される情報については適時開示を行って参ります。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制及び開示方法

社内での発生事実などにつき収集された情報は、逐次、情報取扱責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表しております。

以下、適時開示の対象となる事実に応じた開示体制について記載いたします。

(決定事実)

当社に係る決定事実に関する情報は、当社の取締役会において当該事項についての決定がなされ、当該決定について証券取引所の適時開示規則に則り当社取締役会で開示が必要と判断した後、直ちに情報取扱責任者において開示を行って参ります。

(発生事実)

当社に係る発生事実に関する情報は、証券取引所の適時開示規則に則り、情報取扱責任者が取締役社長と協議のうえ、開示が必要な情報と判断した場合は、直ちに開示を行って参ります。

(決算情報)

年次決算、四半期決算に係る情報ならびに業績予想および配当予想の修正等に係る情報は、当社の取締役会において承認がなされた後直ちに、情報取扱責任者において開示を行って参ります。

4. 適時開示のチェック体制

監査室は、適時開示に係る社内体制について、内部監査を行い、適切性及び有効性を検証します。

監査等委員会、適時開示に係る社内体制の整備についての取締役の職務の執行を監査します。



